

IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議について

1. 報 告

(1) IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議の設置について【事務局】

- 大阪府と大阪市は、IR 予定区域等において安全・安心かつ長期間にわたり安定的・持続的な事業実施を確保する観点から、液状化対策について専門家からの助言を受けるため、液状化対策に関する専門家会議を共同で開催します。
- 会議の開催にあたり、「IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議開催要綱」を制定し、令和3年12月1日から施行します。

参考資料1 IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 開催要綱

(2) 座長の指名について【事務局】

- IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議開催要綱第4条に基づき、大島昭彦委員を座長に指名します。

参考資料1 IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 開催要綱

参考資料2 IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 委員名簿

2. 議 案

(1) 会議の公開について【座長】

- 会議の公開に関する指針3のただし書きに基づき、非公開とします。

(理由) 大阪府情報公開条例第8条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に該当する情報を扱うため。

参考資料3 会議の公開に関する指針

参考資料4 大阪府情報公開条例 第8条